

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大山崎町の令和4年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)(※2)	174,545 千円
(歳出) 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費	2,129,740 千円

(単位:千円)

事業名			令和4年度 予算額 (対象経費) (※4)	財源内訳					
国による分類 (※1)	目	事業名等		特定財源			一般財源		
				国府 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) (※3)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	社会福祉事業	29,761	2,333	0	1	4,425	23,002	
		福祉医療事業	46,568	23,371	0	693	3,631	18,873	
		障がい者福祉推進事業	496,007	318,657	0	0	28,612	148,738	
	老人福祉費	在宅福祉事業	178	0	0	0	29	149	
		施設福祉事業	2,173	0	0	409	285	1,479	
		老人福祉推進事業	4,936	292	0	620	649	3,375	
		老人医療事業(※5)	180,443	532	0	213	28,991	150,707	
		介護保険関連事業(※6)	310	235	0	0	12	63	
		老人福祉センター管理運営経費	370	0	0	1	60	309	
		認可外保育所助成事業	600	0	0	0	97	503	
	児童福祉総務費	児童手当支給事業	293,620	258,074	0	0	5,735	29,811	
		ひとり親家庭支援事業	1,494	0	0	0	241	1,253	
		児童福祉推進事業	13,327	2,945	0	0	1,675	8,707	
		子育て支援医療費助成事業	60,000	22,939	0	0	5,979	31,082	
		地域子ども・子育て支援事業	17,386	16,342	0	0	168	876	
	保育所費	民間保育所等運営支援事業	280,323	162,691	0	30,283	14,092	73,257	
		保育所管理運営事業	238,764	2,062	14,400	76,964	23,448	121,890	
	小計			1,666,260	810,473	14,400	109,184	118,127	614,076
	社会保険	社会福祉総務費	国民健康保険事業特別会計繰出金	73,391	55,042	0	0	2,960	15,389
老人福祉費		介護保険事業特別会計繰出金	205,983	9,087	0	0	31,766	165,130	
		後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	47,068	31,038	0	0	2,586	13,444	
小計			326,442	95,167	0	0	37,312	193,963	
保健衛生	予防費	予防接種事業	70,082	4,079	0	0	10,648	55,355	
		成人保健対策事業	18,406	466	0	241	2,855	14,844	
	保健センター費	母子保健対策事業	25,627	3,964	0	2	3,495	18,166	
		健康づくり・地域医療対策事業	8,206	0	0	0	1,324	6,882	
		健康診査事業	14,717	369	0	9,492	783	4,073	
	小計			137,038	8,878	0	9,735	19,106	99,319
合計			2,129,740	914,518	14,400	118,919	174,545	907,358	

※1 国による分類 社会福祉・・・児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など

国による分類 社会保険・・・国民健康保険、介護保険など

国による分類 保健衛生・・・医療にかかる施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など

※2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和4年度予算額の22分の12に相当する額としています。

※3 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※4 事務費(特別会計への事務費繰出を含む)や人件費は、予算額から除外しています。

※5 老人医療事業のうち、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。

※6 介護保険関連事業のうち、介護保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。